

伊達市訓令第7号

本 庁 機 関  
出 先 機 関

伊達市イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領を廃止する訓令を次のとおり定める。

令和8年4月1日

伊達市長 須田 博行

伊達市イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領を廃止する訓令

( 以下別紙 )

伊達市イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領を廃止する訓令

伊達市イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領（令和7年伊達市訓令第31号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。